

委員会提出第三号議案

漁船用軽油にかかる軽油引取税の免税等に関する意見書

本県はもとより我が国の漁業は、かねてからの魚価低迷で厳しい状況にあるなか、燃油高騰が追い打ちをかけ、ここ数年で急速に疲弊した。今回、東日本大震災の大打撃に加え、原発事故の風評被害にも見舞われ、漁業経営はより深刻の度を深めている。

漁業経営にあつては、費用に占める燃油の割合が極めて大きいことから、国会及び政府におかれては、水産物の安定供給とともに、漁業者の経営安定を図るため、次の事項により、燃油税制にかかる措置を講じられるよう強く要望する。

- 一 漁船に使用する軽油にかかる軽油引取税の免税措置について、恒久化すること。
- 二 農林漁業用A重油にかかる石油石炭税の免税・還付措置について、恒久化すること。
- 三 地球温暖化対策税については、漁業者の負担が一切増えることのないよう万全の措置を講じること。とくに燃油への課税については、A重油や軽油など油種にかかわらず負担増を回避するよう措置すること。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十三年八月三日

大分県議会議長 志 村 学

衆議院議長 横路孝弘殿

参議院議長 西岡武夫殿

内閣総理大臣 菅直人殿

総務大臣 片山善博殿

財務大臣 野田佳彦殿

農林水産大臣 鹿野道彦殿